

発議第12号

倉敷市中小企業地域経済振興基本条例の制定について

倉敷市中小企業地域経済振興基本条例を次のように制定する。

平成20年9月26日 提出

発議者 倉敷市議会議員 田辺昭夫

賛成者 倉敷市議会議員 大本芳子

〃 倉敷市議会議員 小山博通

〃 倉敷市議会議員 末田正彦

〃 倉敷市議会議員 田儀公夫

提案理由

地域経済の発展に果たす中小企業の重要性にかんがみ、倉敷市の中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展を促進し、調和のとれた産業及び地域社会の発展に寄与することを目的に条例を制定するものである。

倉敷市中小企業地域経済振興基本条例

倉敷市の中小企業は、地域経済の担い手として本市経済の成長を支える存在です。また、地域社会の担い手として市民生活の向上に大きく貢献してきました。本市が県下屈指の産業、文化都市として、さらに発展するためには、こうした中小企業の役割と重要性を市、事業者、経済団体、大学そしてすべての市民が理解し、各々がその果たすべき役割を十分踏まえながら緊密に連携し、市を挙げて中小企業を育てていく体制を築いていくことが、何よりも重要です。

活力ある元気な中小企業は、本市のこころゆたかな、快適なまちづくりの原動力になるものと確信し、ここに中小企業の振興を市政の重要な課題に位置付け、倉敷市中小企業地域経済振興基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済の発展に果たす中小企業の役割の重要性にかんがみ、倉敷市の中小企業振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展を促進し、調和のとれた産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるものをいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）、商工会法（昭和35年法律第89号）又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づき組織された団体、連合体及び市長が適当と認める団体をいう。
- (3) 大企業者等 事業を営むもの又は企業団体、経済団体等であって、中小企業者等でないものをいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、「倉敷市の地域経済の活力を支え、自然と文化と産業の調和したまちづくり」を目標に、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国、岡山県その他の機関（以下「国等」という。）との連携を図り、協力を得ながら、市民、中小企業者等、大企業者等及び市が一体となって推進することを基本とする。

(施策の大綱)

第4条 前条の基本方針に基づく中小企業の振興施策の大綱は、次のとおりとする。

- (1) 本市の地域資源を活用する起業・創業及び新技術・新事業開発の支援並びに経営に関する情報の提供
- (2) 経営基盤の強化
- (3) 産業基盤の整備
- (4) 中小企業の事業展開に必要な人材の確保及び育成
- (5) 中小企業者の組織化の促進及び中小企業団体の育成

(市長の責務)

第5条 市長は、前条各号の規定に基づき、市民の理解、協力を得ながら地域の中小企業関係団体と密接に連携し、中小企業振興のための指針を定めるものとする。

- 2 市長は、融資のあっせん、補助金の交付、利子補給、経営相談及び指導、その他中小企業者等に対する支援等必要な施策を講じなければならない。
- 3 市長は、国等と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて国等の施策の充実及び改善を要請するものとする。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の充実等のため自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全の確保に十分配慮し、地域経済の振興及び発展に貢献するものとする。

(大企業者等の努力)

第7条 大企業者等は、中小企業と大企業が共に地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第8条 市民は、本市の中小企業が地域経済の振興及び発展並びに市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、市内の中小企業の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

(連携の促進)

第9条 市は、中小企業を中心とした産学官民の連携の促進を図るため、関係者の交流の機会の提供、共同研究の実施への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、中小企業とともに地域産業の重要な担い手である農林水産業の振興の重要性にかん

がみ、中小企業と農林水産業の連携の促進を図るものとする。

(中小企業振興施策の公表等)

第10条 市は、毎年一回、市の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 前項に規定する中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況について中小企業者その他の関係者の意見を聞くものとする。

3 市は、前項の規定により聴取した意見を考慮して中小企業の振興に関する施策をより効果的なものにするよう努めるものとする。

(施策実施上の配慮)

第11条 市は、施策の立案及び実施に当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について配慮するよう努めるものとする。

(受注機会の確保)

第12条 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

(調査及び研究)

第13条 市は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業地域経済振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第15条 この条例に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 倉敷市中小企業振興条例（平成14年倉敷市条例第22号）は、廃止する。